

事業用自動車の

ASV装置装着車購入補助について

第2次募集から、補助事業の対象を、これまでの購入予定車両に加え、平成25年4月1日以降購入済車両にも拡大されます。

国土交通省では、下記の装置を搭載した事業用の車両を購入する場合、下記の補助金額を上限としてASV装置の購入に係る総費用の2分の1の補助を実施しております。

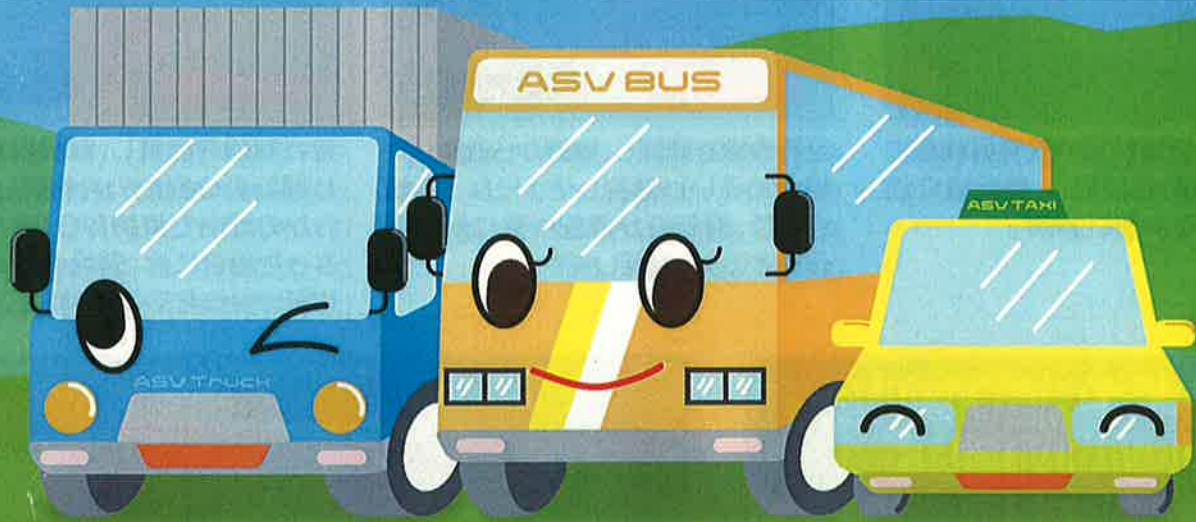
○平成25年5月から実施している第1次募集については、申請受付を平成25年8月30日で一旦締め切ります。

○第2次募集として平成25年9月17日から平成26年1月10日まで「交付予定枠申込受付」を行います。

第2次募集では、これまでの購入予定車両に加え、平成25年4月1日以降既に購入(新車新規登録)した車両も対象となります。ただし、申込が補助金総額に達した場合は、募集期間内であっても終了となります。詳細は裏面の各地方運輸局自動車技術安全部もしくは運輸支局にお問い合わせください。

●第2次募集の申込・申請方法

申込	平成25年9月17日から平成26年1月10日までの間に「交付予定枠申込」を行い、「交付予定枠内定通知書」受理後に交付申請を行ってください。	
申請	(実績申請) 平成25年4月1日から平成26年1月31日の間に車両納車(登録)した(する)もの	(通常申請) 平成26年2月1日から平成26年3月20日の間に車両納車(登録)するもの
	交付予定枠内定通知書受理後30日以内または車両納車日から30日以内に申請してください。	車両納車予定日の30日前または平成26年1月31日のいずれか早い日までに申請してください。



	補助対象装置	補助対象車種	補助金額
①	衝突被害軽減ブレーキ	・車両総重量8トン以上のトラック ・バス	上限 100,000円※
②	・ふらつき注意喚起装置 ・車線逸脱警報装置 ・車線維持支援制御装置	・車両総重量8トン以上のトラック ・バス ・タクシー	上限 50,000円※
③	車両横滑り防止装置	・車両総重量8トン以上のトラック ・バス	上限 100,000円※

※同一車両に複数の装置を装着する場合にあっては、1車両あたり上限150,000円

補助金申込・申請に関する主な注意点

- ・申込書及び申請書は各地方運輸局もしくは各運輸支局へ提出してください。(「交付予定枠申込書」は郵送による提出は認められません。ただし、遠隔地等の理由により直接提出することが困難な場合には、郵送可とします。その際、受付日は、投函日ではなく、到着日で判断しますので、申込が補助金総額を超過した場合、受け付けないことがあります。)
- ・車両購入の際の支払い方法は、振込、現金又は小切手によるものを原則とします。(ローンなどによる支払いの場合は補助金の交付はされません。)
- ・②の装置のうち、同一車両に複数の装置を装着する場合には、最も金額の高い装置に対してのみ補助するものとします。
- ・車両納車の期限は、平成26年3月20日となっております。

衝突被害軽減ブレーキ

レーダーにより先行車との距離を常に検出し、危険な状況にあるかどうかを監視をします。追突の危険性が高まったら、まずは音などにより警報し、ドライバーにブレーキ操作を促します。それでもブレーキ操作をせず、追突する若しくは追突の可能性が高いと車両が判断した場合、システムにより自動的にブレーキをかけ、衝突時の速度を低く抑えるようにします。

■ミリ波レーダーがつねに前方の状況を検知。



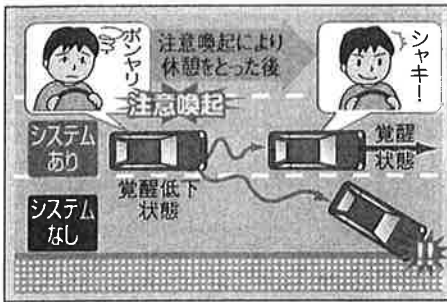
■ドライバーが前方の車両に気付かない場合は、音によりドライバーにブレーキ操作を行うように促す。



■追突する若しくは追突の可能性が高いとコンピュータが判断すると、ブレーキを作動。

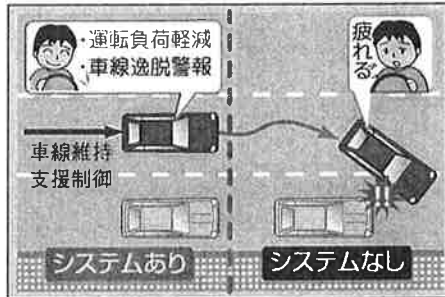


ふらつき注意喚起装置



運転者の低覚醒状態や低覚醒状態に起因する挙動を検知し、運転者に注意を喚起するようにします。

車線逸脱警報装置



走行車線を認識し、車線から逸脱した場合あるいは逸脱しそうになった場合には、運転者が車線中央に戻す操作をするよう警報します。

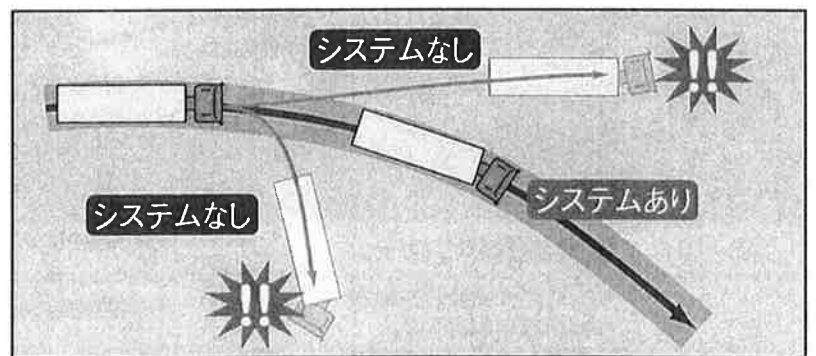
車線維持支援制御装置



走行車線を認識し、車線維持に必要な運転者の操舵力を軽減します。何らかの理由で車線から逸脱しそうになった場合には、運転者が車線中央に戻す操作をするよう警報します。

車両横滑り時制動力・駆動力制御装置

急激なハンドル操作などにより車両に不安定挙動が発生した場合、不安定挙動を抑制するようエンジン出力や制動力を制御します。



■問い合わせ先■

北海道運輸局	自動車技術安全部	技術課	札幌市中央区大通西10丁目 札幌第2合同庁舎	☎011-290-2753
東北運輸局	自動車技術安全部	技術課	仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第4合同庁舎	☎022-791-7535
北陸信越運輸局	自動車技術安全部	整備・保安課	新潟市中央区美咲町1丁目2番1号 新潟美咲合同庁舎2号館	☎025-285-9155
関東運輸局	自動車技術安全部	保安・環境課	横浜市中区北仲通5-57 横浜第二合同庁舎	☎045-211-7256
中部運輸局	自動車技術安全部	保安・環境課	名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋合同庁舎第1号館	☎052-952-8044
近畿運輸局	自動車技術安全部	技術課	大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館	☎06-6949-6452
中国運輸局	自動車技術安全部	整備・保安課	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館	☎082-228-9142
四国運輸局	自動車技術安全部	技術課	高松市松島町1-17-33 高松第2地方合同庁舎	☎087-835-6370
九州運輸局	自動車技術安全部	保安・環境課	福岡市博多区博多駅東2-11-1	☎092-472-2546
沖縄総合事務局	運輸部	陸上交通課	那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館	☎098-866-1836

なお、下記のホームページアドレスにも、ASV装置装着車の購入に対する補助金について掲載されております。あわせてご覧ください。